

# 仕 様 書

## 1 業務名

こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム電動キックボード社会実験業務委託

## 2 契約期間

着手の日から令和7年3月21日まで

## 3 履行場所

郡山市が指定する場所

## 4 業務の目的

こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム(郡山駅周辺において、エリアの価値向上と持続可能な圏域の創生に資することを目的とする組織。以下、「PF」という。)における周辺エリアとの人流データ取得やネットワーク構築の現状を調査するとともに、居心地がよく歩きたくなるまちの再生に向けた取組みの一環として、電動キックボードシェアリングサービス導入の効果等を検証するため、期間を限定したモニター利用、公共施設等における試乗会等の試行的な取組を実施する。

## 5 仕様等

本仕様書は本業務に適用するものとする。ただし、本仕様書に記載のない事項については、福島県土木部制定「共通仕様書(業務委託編)」によるものとする。

## 6 業務責任者の選定と役割

受注者は、本業務内容の指示と確認、業務遂行の調整を行うために、業務全体を総合的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面で通知するものとする。

業務責任者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、本業務現場における一切の事項を処理するものとする。

## 7 業務内容

電動キックボードシェアリングサービスの試行的導入に係る事前準備、運用支援及び完了報告まで一連の業務を実施する。おおむね業務発注から7月頃までに事前準備を行い、運用管理を7月から11月中旬までの4.5か月間行う。その後、運用実績や取得したデータ等を整理し契約期間中に発注者に報告するものとする。

### (1) 業務計画

本業務に必要な情報の収集整理、業務全般にわたる具体的な手法、工程をまとめた業務計画を作成し業務開始日からおおむね3週間以内に発注者に提出する。

本計画には安全管理対策を盛り込むこと。

(2) 社会実験実施に係る手続き

- ア 所轄の警察署、道路管理者等との運用上の協議、必要な許認可取得手続き
- イ モニター搭乗に係る審査、手続き体制の整備
- ウ 社会実験期間中の事故や盗難に係る損害賠償保険加入の手続き
- エ 現行法令に適合した安全機能を有する機体の整備
- オ その他運用上必要な関係省庁等との協議、許認可取得手続き

(3) 運用する電動キックボードの仕様等

以下の項目を満たす電動キックボードを配備すること。

- ア GPSを内蔵し、利用者の経路や速度、滞在時間等のデータを取得し、加工可能な状態で提供できること。
- イ ジオフェンシングにより、危険箇所や走行禁止箇所への立入りや道路交通法違反等を未然に防ぐ機能を有していること（車両を遠隔システム制御で停止又は減速する機能）。
- ウ 令和6年7月から令和6年11月中旬までの期間において、速度規制、安全装置など法令の保安基準に適合した機体であること。
- エ 入札時点で政府認定の公道での実証実験実績が2年以上あり、かつ乗車総回数が100,000回を超えていること。
- オ 導入予定機体の過去1年間の運用実績において、次を満たしていること。（実績資料提出）
  - (ア) 事故発生率0.1%以下、かつ事故発生数10件以下
  - (イ) 違反検挙発生率0.1%以下、かつ違反検挙数10件以下
  - (ウ) 飲酒検挙発生率0.1%以下、かつ飲酒検挙発生数10件以下

(4) 社会実験に係る運用支援

電動キックボードシェアリングサービスの円滑かつ安全な運用のため、以下に定める運用支援を実施する。

- ア 運用期間  
令和6年7月から令和6年11月中旬まで
- イ 運用台数  
20台  
なお、履行場所までの機体の運搬、設置、撤去等に係る費用は本業務に含む。
- ウ ポート設置場所  
10箇所  
設置場所については発注者と協議すること。
- エ 試乗会・講習会の開催  
モニター利用者募集のための試乗会及び警察署と連携した安全に乗車するための講習会を、必要に応じて合計5回程度実施する。  
実施時期や開催場所については発注者と協議すること。
- オ 運用支援

- (ア) 社会実験の安全性確保のため、発注者と協議の上、運用区域及び走行禁止区域を定め、運用区域以外では走行ができない設定とすること。
- (イ) 利用者がどのポートからでも機体を借りることができ、また借りた場所とは別のポートにも返却可能なシステムとすること。
- (ウ) 機体の配置場所に偏りが生じた場合には、ポート間で再配置を行い台数を平準化するよう努めること。
- (エ) 発注者又は利用者等からの機体の仕様や運転上の問合せに対して、迅速かつ適切に対応すること。
- (オ) 発注者又は利用者の責めによらない不具合に対して迅速かつ適切に対応し、運用区域内の機体の運行が困難となった場合は、可及的速やかに代替機を手配すること。
- (カ) その他、運用期間中のトラブル、事故等に対し受託者の責任において対処し、速やかに発注者や関係機関に連絡するとともに、再発防止に努めること。

#### (5) 運用実績やデータ等の取得、提出、分析

運用期間終了後に取得したデータや運用実績をまとめて以下のとおり発注者に提出すること。

提出データは Microsoft 社製 word や Excel 等で加工編集可能な形式とし、具体的な提出方法等は発注者と協議すること。

取得データに個人情報が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同施行令（平成 15 年政令第 507 号）、同施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）に基づく手続き及び必要な対策を講じること。

#### ア モニター利用者の募集

ICT を活用しモニター利用者の確保に努め、社会実験のデータ収集及び分析を適切に実施すること。

#### イ モニター利用者へのアンケート調査

モニター利用者の属性（職業、年齢、性別、利用目的、普段利用する交通手段等）及び走行データ（走行ルート、速度情報等）、機体の運用、利用上の所感、運用上の課題や提案などを調査、分析すること。その他の調査項目等は発注者と協議すること。なお、発注者に提出するモニター利用者のデータは、個人を特定できないように加工すること。

#### ウ GPS データ及びその分析結果

機体の運用実績、動線や滞留箇所などの人流データ及び当該データを統計的にまとめた定量分析結果を提出すること。具体的な分析項目等は発注者と協議すること。

#### (6) その他業務

オンライン又は対面により定期的（月 1 回から 2 回程度）に発注者と打合せを実施し、進捗報告や情報共有を行うこと。

P F への説明や報告を求められた場合は、発注者と協議の上資料作成し、説明会及び報告会への出席等を行うこと。

## 8 成果品の提出

成果品は以下のとおりとし、契約期間中に発注者に納品するものとする。

なお、提出データは Microsoft 社製 word や Excel 等で加工編集可能な形式とし、具体的な提出方法等は発注者と協議すること。

- (1) 業務報告書 2 部（正・副）及び電子データ
- (2) 本業務により作成した電子データ一式

## 9 関係法令等の遵守

受注者は本業務の実施に当たり、本仕様書のほか関係法令等を遵守すること。

## 10 秘密の保持

受注者は本業務の遂行に当たり個人情報の取扱いについて十分に留意すること。また、本業務の遂行に当たり知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約終了後も同様とする。

## 11 その他

- (1) 発注者等との打合せに要する移動等の経費は全て受託者の負担とする。
- (2) 報告書等に使用するデータ、画像等は受注者が委託業務において取得することを基本とする。受注者は第三者の著作権、特許権、肖像権その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、損害賠償責任をはじめとする全ての責任は受託者が負うものとする。
- (3) 発注者又は発注者関係者から提供を受けた資料や情報は本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する目的で発注者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (4) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は双方協議の上決定する。